

南三陸町災害公営住宅・志津川市街地 空き住戸の追加(新規・変更)募集について

災害公営住宅で整備を進めている地区のうち、以下の地区の空き住戸への入居仮申し込みを受け付けします。
(各街区の中での部屋番号の決定は、おおむね入居5ヶ月前に実施する本申し込みで決定する予定です。)

◇地区・街区・部屋タイプ別募集住戸数

入居人数	建物形式	部屋タイプ	地区	街区	空き戸数	完成予定時期
1人～	集合住宅	S(2K)	志津川東	5街区	1	平成28年10月～12月
			志津川西	1街区	2	平成28年7月～9月
				3街区	1	平成28年10月～12月
		M(2DK)	志津川東	4街区	2	平成28年10月～12月
			志津川西	5街区	2	平成28年10月～12月
				3街区	1	平成28年10月～12月
2人～	集合住宅	F(3DK)	志津川東	3街区	4	平成28年7月～9月
			志津川中央	4街区	1	平成28年10月～12月
				1街区	4	平成29年1月～3月
		志津川西	2街区	5	平成29年1月～3月	
			3街区	3街区	3	平成28年10月～12月
				3街区	3	平成28年10月～12月
4人～	戸建住宅	L(3DK)	志津川東	6街区	1	平成28年10月～12月
6人～		O(4DK)	志津川東	2街区	2	平成28年4月～6月

※住宅の位置の詳細等はパンフレットにてご確認ください。
※入居は完成後1～2ヶ月後の予定です。

◇入居申込資格【新規・変更 共通】

次の(1)及び(2)の両方を満たす方が、町の災害公営住宅に申し込みすることができます。

- 東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方
震災時に居住していた持家または賃貸住宅が以下のいずれかに該当する場合
①全壊、全焼または全流出の場合
②大規模半壊・半壊の住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合
- 現在住宅に困っていること
次に該当する方は、災害公営住宅に申し込みできません
①居住できる持家がある方(持家を再建した方、貸家を持っており、そこに居住できる方など)
②すでに公営住宅に入居されている方(ただし、応急仮設住宅として公営住宅に居住している方は申し込みすることができます。)
※申込者(同居予定者を含む)が暴力団員の場合には申し込みはできません。
(ここでいう暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察署に照会する場合があります。)

◇募集期間 8月17日(月)から9月15日(火)まで(9月15日(火)必着)

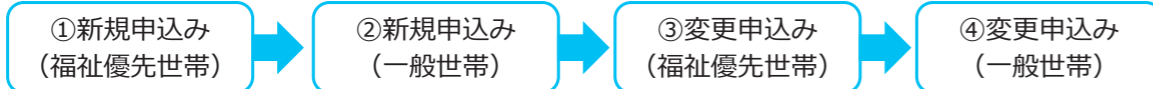
◇提出書類・提出場所

入居仮申込書とパンフレットは復興事業推進課の窓口に備え付けておりますので、必ずよく読んでから申し込みください。

- 提出先 復興事業推進課公営住宅整備係(郵送の提出も可能)
- 提出種類

- 【新規申込み】(1)南三陸町災害公営住宅 志津川市街地入居仮申込書 1部
(2)り災証明書(コピー可) 1部
(3)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方は、そのコピー 1部
- 【変更申込み】(1)南三陸町災害公営住宅 志津川市街地入居仮申込変更届 1部
(2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方は、そのコピー 1部

◇決定方法 以下の順番をもって住戸を決定します。各段階で申込者が多数の場合は、抽選になる場合があります。



※「福祉優先世帯」とは
世帯員の中に、身体障害者手帳第1種、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方、車いすを常用している方、介護保険要介護認定3以上の方がいらっしゃる世帯、または75歳以上の方のみで構成される世帯(8月16日(日)時点)を指します。

◇入居仮申込に係る入居決定通知書発送時期 平成27年11月 予定

問い合わせ 復興事業推進課公営住宅整備係 ☎46-1379



問い合わせ 建設課建設総務係 ☎46-1377

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

●災害公営住宅

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営入谷復興住宅	4DK(戸建)	1戸	4人以上
町営名足復興住宅	3DK(戸建)	1戸	4人以上
	4DK(戸建)	2戸	4人以上

●町営住宅

住宅名	部屋タイプ	募集戸数
町営林住宅	2K(戸建)	1戸
町営伊里前住宅	2K(戸建)	1戸
	3K	1戸
町営第2北の沢住宅	3K	1戸

- 【災害公営住宅】に入居申し込みできる方は、東日本大震災により住宅を滅失(流失)した方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
- 【町営住宅】に入居申し込みできる方は、月額所得が158,000円を超えない方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
- 募集期間は、9月1日(火)から9月11日(金)までです。
- 家賃は、部屋の広さや所得(入居者全員分)により異なります。
- 申込者数が、募集戸数を超える場合には、抽選となります。
- 入居可能予定日は、10月26日(月)です。

「住宅再建相談会」及び「住まいの復興給付金相談会」開催について

被災者の住宅再建に関する相談会を開催します。

資金計画等の相談は、住宅金融支援機構への事前予約が必要となります。

◇相談の予約・申込 住宅金融支援機構コールセンター ☎0120-086-353

◇開催日等

日時・会場	相談機関	相談内容
9月13日(日) 10:00～16:00 歌津総合支所2階会議室	・住宅金融支援機構 ・七十七銀行 ・南三陸農業協同組合	資金計画(融資の案内等)
	・住まいの復興給付金事務局 ・住宅再建支援係	住まいの復興給付金について(申請書の提出不可) 公的助成制度について
9月14日(月) 10:00～16:00 歌津総合支所2階会議室	・住宅金融支援機構 ・住まいの復興給付金事務局 ・住宅再建支援係	資金計画(融資の案内等) 住まいの復興給付金について(申請書の提出不可) 公的助成制度について

問い合わせ 復興事業推進課住宅再建支援係 ☎46-1379
住まいの復興給付金事務局コールセンター ☎0120-250-460

被災した住宅用地の買取手続きはお済みですか

町では、災害危険区域内において被災した住宅用地の買い取りを行っています。
買い取りを希望する方で、未だ買取申出書・買取申込書を提出されていない方は早めに提出をお願いします。
なお、買い取りを希望するが、相続・抵当権等でお困りの方、その他不明な点がある場合は問い合わせください。

問い合わせ 管財課用地調整係 ☎46-1381